

令和4年

第4回（12月）河合町議会定例会議案

令和 4年12月 2日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第 4 4 号 令和 4 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 4 5 号 令和 4 年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 4 6 号 令和 4 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 4 7 号 令和 4 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第 4 8 号 令和 4 年度河合町水道事業会計補正予算について
- 議案第 4 9 号 河合町まちづくり自治基本条例の制定について
- 議案第 5 0 号 河合町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 5 1 号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 5 2 号 河合町印鑑条例の一部改正について
- 議案第 5 3 号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 6 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 7 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 8 号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正について

議案第44号

令和4年度

河合町一般会計補正予算

(第8号)

河合町

## 令和4年度河合町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度河合町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 388,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,005,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 4年12月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 1,095,413	千円 203,675	千円 1,299,088
	2 国庫補助金	530,720	203,675	734,395
16 県支出金		457,504	4,900	462,404
	3 県委託金	41,413	4,900	46,313
21 諸収入		156,173	240	156,413
	4 雑入	147,745	240	147,985
22 町債		439,312	180,000	619,312
	1 町債	439,312	180,000	619,312
歳入合計		7,616,242	388,815	8,005,057

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 98,721	千円 393	千円 99,114
	1 議会費	98,721	393	99,114
2 総務費		1,589,184	△26,042	1,563,142
	1 総務管理費	1,438,668	△31,811	1,406,857
	2 徴税費	95,980	669	96,649
	3 戸籍住民基本台帳費	29,329	107	29,436
	4 選挙費	17,483	4,979	22,462
	6 監査委員費	7,194	14	7,208
3 民生費		2,497,021	5,147	2,502,168
	1 社会福祉費	1,743,068	3,093	1,746,161
	2 児童福祉費	753,953	2,054	756,007
4 衛生費		870,525	6,300	876,825
	1 保健衛生費	299,709	△2,130	297,579
	2 清掃費	570,816	8,430	579,246
6 農林商工費		70,998	1,772	72,770
	1 農業費	65,617	1,772	67,389
7 土木費		774,961	401,707	1,176,668
	1 土木管理費	18,121	191	18,312
	3 河川費	22,126	400,000	422,126
	4 都市計画費	550,584	435	551,019
	5 住宅費	62,255	1,081	63,336
9 教育費		540,607	△462	540,145
	1 教育総務費	126,635	△1,262	125,373
	2 小学校費	118,292	12	118,304
	5 社会教育費	186,209	739	186,948
	6 保健体育費	42,836	49	42,885
歳 出 合 計		7,616,242	388,815	8,005,057

## 第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利 率	償還の 方法
5. 河川整備 事業債	6,700	普通貸借 又は 証券発行	年8% 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し若しくは 繰上償還又は 低利に借換え することができる。	186,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合計	439,312				619,312			



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 1,095,413	千円 203,675	千円 1,299,088
16 県支出金	457,504	4,900	462,404
21 諸収入	156,173	240	156,413
22 町債	439,312	180,000	619,312
歳 入 合 計	7,616,242	388,815	8,005,057

## (歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 98,721	千円 393	千円 99,114
2 総務費	1,589,184	△26,042	1,563,142
3 民生費	2,497,021	5,147	2,502,168
4 衛生費	870,525	6,300	876,825
6 農林商工費	70,998	1,772	72,770
7 土木費	774,961	401,707	1,176,668
9 教育費	540,607	△462	540,145
歳 出 合 計	7,616,242	388,815	8,005,057

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			393
6,925			△32,967
			5,147
			6,300
1,650			122
200,000	180,000		21,707
			△462
208,575	180,000		240

## 2 歳 入

### (款) 15 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
3 土木費国庫補助金	千円 56,700	千円 200,000	千円 256,700
5 教育費国庫補助金	54,916	2,025	56,941
6 農林業費国庫補助金	22,100	1,650	23,750
計	530,720	203,675	734,395

### (款) 16 県支出金

#### (項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	41,413	4,900	46,313
計	41,413	4,900	46,313

### (款) 21 諸収入

#### (項) 4 雑入

3 過年度収入	0	240	240
計	147,745	240	147,985

### (款) 22 町債

#### (項) 1 町債

5 土木債	264,800	180,000	444,800
計	439,312	180,000	619,312

節		説	明
区 分	金 額		
6 河川費補助金	千円 200,000	特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金	千円 200,000
5 公立学校施設整備 費補助金	2,025	学校保健特別対策事業費補助金	2,025
2 農地費補助金	1,650	農村地域防災減災事業補助金	1,650

7 選挙費委託金	4,900	知事・県議会議員選挙費委託金	4,900

3 県費過年度収入	240	重度心障老人医療費精算に伴うもの ひとり親家庭等医療費精算に伴うもの	220 20

4 河川整備事業債	180,000	河川整備事業	180,000

1 5 款 国庫支出金      1 6 款 県支出金      2 1 款 諸収入      2 2 款 町債

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 98,721	千円 393	千円 99,114	千円	千円	千円	千円 393
計	98,721	393	99,114				393

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	559,622	2,483	562,105				2,483
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 36	01 議会活動費	千円 273
2 一般職給	36	3 職員手当等 議員期末手当	273 273
3 職員手当等	357	02 議会管理費	120
2 一般職地域 手当	2	2 給料 一般職給	36 36
7 議員期末手 当	273	3 職員手当等 一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当	84 2 8 74
10 一般職期末 手当	8		
11 勤勉手当	74		

2 給料	1,096	04 一般管理費（総務課）	2,012
2 一般職給	1,096	2 給料 一般職給	1,035 1,035
3 職員手当等	1,387	3 職員手当等 扶養手当 一般職期末手当 勤勉手当 住居手当	977 143 382 307 145
1 扶養手当	143		
8 特別職期末 手当	115	07 秘書管理費	471
10 一般職期末 手当	395	2 給料 一般職給	61 61
11 勤勉手当	589	3 職員手当等 特別職期末手当 一般職期末手当 勤勉手当	410 115 13 282
13 住居手当	145		

1 款 議会費      2 款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 会計管理費	千円 13,590	千円 123	千円 13,713	千円	千円	千円	千円 123
5 企画費	33,375	185	33,560				185
9 出張所費	7,785	35	7,820				35
10 電子計算費	113,277	149	113,426				149

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 36	01 会計管理費	千円 123
2 一般職給	36	2 給料 一般職給	36 36
3 職員手当等	74	3 職員手当等	74
2 一般職地域 手当	2	一般職地域手当	2
10 一般職期末 手当	7	一般職期末手当	7
11 勤勉手当	65	勤勉手当	65
4 共済費	13	4 共済費	13
3 一般職共済 組合負担金	13	一般職共済組合負担金	13
2 給料	48	16 安心安全推進費	185
2 一般職給	48	2 給料 一般職給	48 48
3 職員手当等	137	3 職員手当等	137
2 一般職地域 手当	4	一般職地域手当	4
11 勤勉手当	133	勤勉手当	133
3 職員手当等	35	01 出張所経費	35
11 勤勉手当	35	3 職員手当等 勤勉手当	35 35
2 給料	36	01 電子計算管理費	149
2 一般職給	36	2 給料 一般職給	36 36
3 職員手当等	113	3 職員手当等	113
2 一般職地域 手当	2	一般職地域手当	2
		一般職期末手当	8
		勤勉手当	103

2 款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
12 財政調整基金費	370,407	△34,786	335,621				△34,786
34 新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費【令和3年度国補正分】	85,030	0	85,030	2,025			△2,025
計	1,438,668	△31,811	1,406,857	2,025			△33,836

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

1 税務総務費	88,431	669	89,100				669
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 一般職期末手当	千円 8		千円
11 勤勉手当	103		
24 積立金	△34,786	01 財政調整基金費	△34,786
1 積立金	△34,786	24 積立金 積立金	△34,786 △34,786
		財源補正	

2 給料	172	01 税務一般管理費	669
2 一般職給	172	2 給料	172
		一般職給	172
3 職員手当等	409	3 職員手当等	409
		一般職地域手当	12
2 一般職地域手当	12	一般職期末手当	45
		勤勉手当	352
10 一般職期末手当	45	4 共済費	88
		一般職共済組合負担金	88
11 勤勉手当	352		
4 共済費	88		
3 一般職共済組合負担金	88		

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 95,980	千円 669	千円 96,649	千円	千円	千円	千円 669

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	29,329	107	29,436				107
計	29,329	107	29,436				107

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	6,422	79	6,501				79
------------	-------	----	-------	--	--	--	----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	33	01 戸籍住民基本台帳費	107
2 一般職給	33	2 給料	33
		一般職給	33
3 職員手当等	74	3 職員手当等	74
2 一般職地域手当	2	一般職地域手当	2
10 一般職期末手当	6	一般職期末手当	6
11 勤勉手当	66	勤勉手当	66

2 給料	21	01 選挙管理委員会費	79
2 一般職給	21	2 給料	21
		一般職給	21
3 職員手当等	39	3 職員手当等	39
2 一般職地域手当	2	一般職地域手当	2
10 一般職期末手当	5	一般職期末手当	5
11 勤勉手当	32	勤勉手当	32
		4 共済費	19
		一般職共済組合負担金	19

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 知事・県議 会議員選挙 費	0	4,900	4,900	4,900			0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
4 共済費	千円 19		千円
3 一般職共済 組合負担金	19		
1 報酬	244	01 知事・県議会議員選挙費	4,900
2 委員等報酬	244	1 報酬	244
		委員等報酬	244
3 職員手当等	756	3 職員手当等	756
3 時間外勤務 手当	600	時間外勤務手当	600
18 管理職員特 別勤務手当	156	管理職員特別勤務手当	156
7 報償費	10	7 報償費	10
1 報償費	10	報償費	10
8 旅費	10	8 旅費	10
2 普通旅費	10	普通旅費	10
10 需用費	805	10 需用費	805
1 消耗品費	500	消耗品費	500
3 食糧費	10	食糧費	10
4 印刷製本費	295	印刷製本費	295
11 役務費	1,298	11 役務費	1,298
1 通信運搬費	992	通信運搬費	992
4 手数料	306	手数料	306
12 委託料	1,767	12 委託料	1,767
5 その他	1,767	その他	1,767
		・ポスター掲示場作成及び設置業務	1,767
		13 使用料及び賃借料	10
		使用料及び賃借料	10

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	17,483	4,979	22,462	4,900			79

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	7,194	14	7,208				14
計	7,194	14	7,208				14

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	411,592	400	411,992				400
---------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節・細節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	千円 10	千円
1 使用料及び賃借料	10	

3 職員手当等	14	01 監査委員費	14
11 勤勉手当	14	3 職員手当等 勤勉手当	14 14

2 給料	△1,367	08 社会福祉諸経費（住民福祉課）	△1,568
2 一般職給	△1,367	2 給料	△1,457
3 職員手当等	267	一般職給	△1,457
1 扶養手当	169	3 職員手当等	△111
2 一般職地域手当	12	扶養手当	49
10 一般職期末手当	46	勤勉手当	173
11 勤勉手当	313	通勤手当	△223
12 通勤手当	△223	住居手当	△110
		10 社会福祉管理費（社会福祉）	464
		2 給料	90
		一般職給	90
		3 職員手当等	374
		扶養手当	120
		一般職地域手当	12
		一般職期末手当	46
		勤勉手当	136

2 款 総務費      3 款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 国民年金費	5,422	65	5,487				65
4 社会福祉施設費	15,082	36	15,118				36
5 老人福祉費	53,120	46	53,166				46
11 障害福祉費	631,692	22	631,714				22
18 後期高齢者医療費	332,103	2,524	334,627				2,524

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
13 住居手当	千円 △110	児童手当	千円 60
14 児童手当	60	12 社会福祉管理費（高齢福祉）	4
27 繰出金	1,500	3 職員手当等 勤勉手当	4 4
1 繰出金	1,500	27 介護特会繰出金（認定事務費分）	1,500
		27 繰出金	1,500
		繰出金	1,500
2 給料	28	01 国民年金事務費	65
2 一般職給	28	2 給料	28
		一般職給	28
3 職員手当等	37	3 職員手当等	37
2 一般職地域 手当	1	一般職地域手当	1
10 一般職期末 手当	6	一般職期末手当	6
11 勤勉手当	30	勤勉手当	30
3 職員手当等	36	01 心の交流センター運営費	36
11 勤勉手当	36	3 職員手当等	36
		勤勉手当	36
22 償還金、利子及 び割引料	46	10 福祉医療事務費	46
1 償還金	46	22 償還金、利子及び割引料	46
		償還金	46
22 償還金、利子及 び割引料	22	02 心障医療給付費	22
1 償還金	22	22 償還金、利子及び割引料	22
		償還金	22
18 負担金、補助及 び交付金	2,524	01 後期高齢者医療費	2,524
1 負担金	2,524	18 負担金、補助及び交付金	2,524
		負担金	2,524
		・療養給付費負担金精算分	2,524

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 1,743,068	千円 3,093	千円 1,746,161	千円	千円	千円	千円 3,093

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	82,718	855	83,573				855
2 児童福祉施設費	280,470	830	281,300				830

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	84	02 子ども医療給付費	150
2 一般職給	84	22 償還金、利子及び割引料	150
		償還金	150
3 職員手当等	399	05 福祉医療事務費	222
1 扶養手当	60	10 需用費	89
2 一般職地域手当	6	印刷製本費	89
10 一般職期末手当	39	11 役務費	133
11 勤勉手当	204	通信運搬費	133
14 児童手当	90	06 児童福祉諸経費	483
		2 給料	84
		一般職給	84
		3 職員手当等	399
		扶養手当	60
		一般職地域手当	6
		一般職期末手当	39
		勤勉手当	204
		児童手当	90
10 需用費	89		
4 印刷製本費	89		
11 役務費	133		
1 通信運搬費	133		
22 償還金、利子及び割引料	150		
1 償還金	150		
2 給料	63	08 心身障害児保育事業費	689
2 一般職給	63	2 給料	36
		一般職給	36
		3 職員手当等	435

3 款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 こども園費	180,311	369	180,680				369
計	753,953	2,054	756,007				2,054

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	36,029	△2,412	33,617				△2,412
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
3 職員手当等	千円 510		一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当 4 共済費 一般職共済組合負担金	千円 2 7 426 218 218
2 一般職地域手当	4			
10 一般職期末手当	7			
11 勤勉手当	499		11 地域子育て支援センター事業費 3 職員手当等 勤勉手当 4 共済費 一般職共済組合負担金	112 73 73 39 39
4 共済費	257			
3 一般職共済組合負担金	257		16 子育て世代包括支援センター事業費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 一般職地域手当	29 27 27 2 2
2 給料	356		01 こども園運営費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 一般職地域手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当	369 356 356 13 22 261 30 △300
2 一般職給	356			
3 職員手当等	13			
2 一般職地域手当	22			
11 勤勉手当	261			
12 通勤手当	30			
13 住居手当	△300			

2 給料	△1,960	02 保健衛生総務費 2 給料	△2,412 △1,960
------	--------	--------------------	------------------

3 款 民生費 4 款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 環境衛生費	77,313	282	77,595				282
計	299,709	△2,130	297,579				△2,130

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

1 清掃総務費	133,028	6,450	139,478				6,450
2 塵芥処理費	413,868	1,980	415,848				1,980

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
2 一般職給	千円 △1,960	一般職給	千円 △1,960	
3 職員手当等	△452	3 職員手当等	△452	
2 一般職地域手当	△102	一般職地域手当	△102	
10 一般職期末手当	△250	一般職期末手当	△250	
11 勤勉手当	△100	勤勉手当	△100	
2 給料	32	01 環境衛生費	282	
2 一般職給	32	2 給料	32	
3 職員手当等	250	一般職給	32	
2 一般職地域手当	2	3 職員手当等	250	
10 一般職期末手当	8	一般職地域手当	2	
11 勤勉手当	240	一般職期末手当	8	
		勤勉手当	240	

12 委託料	6,450	02 ごみ減量化推進経費	6,450
5 その他	6,450	12 委託料	6,450
		その他	6,450
		・指定ごみ袋作成委託	6,450
12 委託料	1,980	04 塵芥処理諸経費	1,980
5 その他	1,980	12 委託料	1,980
		その他	1,980
		・清掃工場仮ストックヤード整備等検討業務	1,980

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 570,816	千円 8,430	千円 579,246	千円	千円	千円	千円 8,430

## (款) 6 農林商工費

## (項) 1 農業費

1 農業委員会 費	12,195	47	12,242				47
2 農業総務費	7,303	75	7,378				75
5 農地費	33,003	1,650	34,653	1,650			0
計	65,617	1,772	67,389	1,650			122

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	11	01 農業委員会費	47
2 一般職給	11	2 給料	11
		一般職給	11
3 職員手当等	36	3 職員手当等	36
2 一般職地域手当	1	一般職地域手当	1
10 一般職期末手当	2	一般職期末手当	2
11 勤勉手当	33	勤勉手当	33
2 給料	36	01 農業総務費	75
2 一般職給	36	2 給料	36
		一般職給	36
3 職員手当等	39	3 職員手当等	39
2 一般職地域手当	3	一般職地域手当	3
10 一般職期末手当	8	一般職期末手当	8
11 勤勉手当	28	勤勉手当	28
12 委託料	1,650	01 土地改良事業費	1,650
2 調査研究委託	1,650	12 委託料	1,650
		調査研究委託	1,650
		・佐味田ため池群実施計画策定	1,650

4 款 衛生費      6 款 農林商工費

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	千円 18,121	千円 191	千円 18,312	千円	千円	千円	千円 191
計	18,121	191	18,312				191

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	22,126	400,000	422,126	200,000	180,000		20,000
計	22,126	400,000	422,126	200,000	180,000		20,000

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	241,224	362	241,586				362
-----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 84	02 土木総務費	千円 191
2 一般職給	84	2 給料	84
		一般職給	84
3 職員手当等	107	3 職員手当等	107
2 一般職地域 手当	5	一般職地域手当	5
10 一般職期末 手当	15	一般職期末手当	15
11 勤勉手当	87	勤勉手当	87

12 委託料	70,000	05 緊急内水対策事業費	400,000
2 調査研究委 託	70,000	12 委託料	70,000
		調査研究委託	70,000
		・内水対策測量試験	70,000
16 公有財産購入費	330,000	16 公有財産購入費	330,000
2 土地購入費	330,000	土地購入費	330,000
		・内水対策土地買収	330,000

2 給料	94	01 都市計画総務費（まちづくり推進課）	234
2 一般職給	94	2 給料	65
		一般職給	65
		3 職員手当等	169

7 款 土木費

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 公共下水道 費	261,989	73	262,062				73
計	550,584	435	551,019				435

## (款) 7 土木費

## (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	62,255	1,081	63,336				1,081
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
3 職員手当等	千円 268		一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当	千円 4 14 151
2 一般職地域 手当	5			
10 一般職期末 手当	20		09 旧第三小学校跡地等利活用推進事業 2 給料 一般職給	128 29 29
11 勤勉手当	243		3 職員手当等 一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当	99 1 6 92
27 繰出金	73		01 公共下水道費 27 繰出金	73 73
1 繰出金	73		繰出金	73

2 給料	568	02 住宅管理費	1,081
2 一般職給	568	2 給料 一般職給	568 568
3 職員手当等	388	3 職員手当等 一般職地域手当 一般職期末手当 勤勉手当	388 28 129 231
2 一般職地域 手当	28	4 共済費 一般職共済組合負担金	125 125
10 一般職期末 手当	129		
11 勤勉手当	231		
4 共済費	125		
3 一般職共済 組合負担金	125		

7 款 土木費

## (款) 7 土木費

## (項) 5 住宅費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 62,255	千円 1,081	千円 63,336	千円	千円	千円	千円 1,081

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	125,209	△1,262	123,947				△1,262
計	126,635	△1,262	125,373				△1,262

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 小学校管理 費	66,522	12	66,534				12
計	118,292	12	118,304				12

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	△1,051	04 事務局費（総務）	△1,262
2 一般職給	△1,051	2 給料	△1,051
		一般職給	△1,051
3 職員手当等	△211	3 職員手当等	△211
8 特別職期末 手当	45	特別職期末手当	45
10 一般職期末 手当	△256	一般職期末手当	△256

2 給料	11	03 小学校管理費	12
2 一般職給	11	2 給料	11
		一般職給	11
3 職員手当等	1	3 職員手当等	1
2 一般職地域 手当	1	一般職地域手当	1

7 款 土木費      9 款 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	千円 47,476	千円 550	千円 48,026	千円	千円	千円	千円 550
5 図書館費	24,905	175	25,080				175
7 文化会館運営費	28,442	14	28,456				14
計	186,209	739	186,948				739

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 116	13 社会教育総務経費	千円 550
2 一般職給	116	2 給料	116
		一般職給	116
3 職員手当等	434	3 職員手当等	434
2 一般職地域 手当	2	一般職地域手当	2
10 一般職期末 手当	12	一般職期末手当	12
11 勤勉手当	204	勤勉手当	204
13 住居手当	216	住居手当	216
2 給料	35	01 図書館費	175
2 一般職給	35	2 給料	35
		一般職給	35
3 職員手当等	140	3 職員手当等	140
2 一般職地域 手当	2	一般職地域手当	2
10 一般職期末 手当	7	一般職期末手当	7
11 勤勉手当	87	勤勉手当	87
13 住居手当	44	住居手当	44
3 職員手当等	14	02 文化会館管理費	14
11 勤勉手当	14	3 職員手当等	14
		勤勉手当	14

9款 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総 務費	千円 20,913	千円 49	千円 20,962	千円	千円	千円	千円 49
計	42,836	49	42,885				49

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 49	01 保健体育総務費	千円 49
11 勤勉手当	49	3 職員手当等 勤勉手当	49 49

9款 教育費

議案第45号

令和4年度

河合町下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

河合町

## 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ625,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年12月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰入金		千円 261,989	千円 73	千円 262,062
	1 繰入金	261,989	73	262,062
歳入合計		625,000	73	625,073

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 公共下水道事業費		千円 212,506	千円 73	千円 212,579
	1 公共下水道事業費	212,506	73	212,579
歳 出 合 計		625,000	73	625,073

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰入金	千円 261,989	千円 73	千円 262,062
歳入合計	625,000	73	625,073

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 公共下水道事業費	千円 212,506	千円 73	千円 212,579
歳 出 合 計	625,000	73	625,073

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			73
			73

## 2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 261,989	千円 73	千円 262,062
計	261,989	73	262,062

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 73	一般会計繰入金	千円 73

5 款 繰入金

### 3 歳 出

(款) 2 公共下水道事業費

(項) 1 公共下水道事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 特定環境保 全公共下水 道建設費	千円 14,438	千円 36	千円 14,474	千円	千円	千円	千円 36
6 下水道スト ックマネジ メント事業 費	12,969	37	13,006				37
計	212,506	73	212,579				73

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 36	01 特定環境保全公共下水道建設費	千円 36
11 勤勉手当	36	3 職員手当等 勤勉手当	36 36
3 職員手当等	37	01 下水道ストックマネジメント事業費	37
11 勤勉手当	37	3 職員手当等 勤勉手当	37 37

2 款 公共下水道事業費

議案第46号

令和4年度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第2号)

河合町

## 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,987,189千円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年12月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金		千円 344,193	千円 1,500	千円 345,693
	1 一般会計繰入金	284,504	1,500	286,004
歳入合計		1,985,689	1,500	1,987,189

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		千円 15,327	千円 1,500	千円 16,827
	3 介護認定審査会費	13,048	1,500	14,548
歳 出 合 計		1,985,689	1,500	1,987,189

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金	千円 344,193	千円 1,500	千円 345,693
歳 入 合 計	1,985,689	1,500	1,987,189

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 15,327	千円 1,500	千円 16,827
歳 出 合 計	1,985,689	1,500	1,987,189

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 1,500
			1,500

## 2 歳 入

### (款) 7 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 その他一般会計繰入金	千円 15,261	千円 1,500	千円 16,761
計	284,504	1,500	286,004

節		説	明
区 分	金 額		
2 事務費繰入金	千円 1,500	認定事務費繰入金	千円 1,500

7 款 繰入金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 認定調査等 費	千円 8,475	千円 1,500	千円 9,975	千円	千円	千円	千円 1,500
計	13,048	1,500	14,548				1,500

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 1,500	01 認定調査等費	千円 1,500
2 調査研究委託	1,500	12 委託料	1,500
		調査研究委託	1,500
		・ 認定調査委託	1,500

1 款 総務費

議案第47号

令和4年度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第2号)

河合町

令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）

令和4年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日 提出

河合町長 清 原 和 人

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸収入		千円 1,827	千円 173	千円 2,000
	2 償還金及び還付加算金	480	173	653
歳 入 合 計		471,433	173	471,606

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸支出金		千円 480	千円 173	千円 653
	1 償還金及び還付加算金	480	173	653
歳 出 合 計		471,433	173	471,606

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸収入	千円 1,827	千円 173	千円 2,000
歳入合計	471,433	173	471,606

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸支出金	千円 480	千円 173	千円 653
歳 出 合 計	471,433	173	471,606

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			173
			173

## 2 歳 入

### (款) 6 諸収入

#### (項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保険料還付金	千円 477	千円 173	千円 650
計	480	173	653

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険料還付金	千円 173	保険料還付金	千円 173

6 款 諸収入

### 3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	千円 480	千円 173	千円 653	千円	千円	千円	千円 173
計	480	173	653				173

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及 び割引料	千円 173	01 保険料還付金	千円 173
1 償還金	173	22 償還金、利子及び割引料 償還金	173 173

3 款 諸支出金

議案第48号

令和4年度

河合町水道事業会計補正予算

(第3号)

河 合 町

令和4年度河合町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度河合町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（計）
	（補正前の額）	（補正額）	
第1款 事業費用	535,117 千円	3,020 千円	538,137 千円
第1項 営業費用	513,142 千円	3,020 千円	516,162 千円
第1目 原水及び浄水費	345,557 千円	549 千円	346,106 千円
第2目 配水及び給水費	68,916 千円	749 千円	69,665 千円
第4目 総係費	37,536 千円	1,722 千円	39,258 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条中の職員給与費 42,929 千円を、45,949 千円に改める。

令和 4年12月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

令和4年度河合町水道事業会計補正予算実施計画（第3号）

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 事業費用		535,117	3,020	538,137	
1. 営業費用		513,142	3,020	516,162	
	1. 原水及び 浄水費	345,557	549	346,106	人事院勧告に伴う 人件費
	2. 配水及び 給水費	68,916	749	69,665	人事院勧告に伴う 人件費
	4. 総係費	37,536	1,722	39,258	人事院勧告に伴う 人件費

議案第49号

河合町まちづくり自治基本条例の制定について

河合町まちづくり自治基本条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第9条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

# 河合町まちづくり自治基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 基本理念及び基本原則（第3条、第4条）

第3章 町民の権利と役割、責務（第5条―第8条）

第4章 情報の公開と共有（第9条、第10条）

第5章 参加、参画と協働のまちづくり（第11条―第15条）

第6章 住民自治（第16条―第19条）

第7章 生涯学習及び文化のまちづくり（第20条、第21条）

第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務（第22条―第25条）

第9章 町政運営（第26条―第35条）

第10章 町民投票（第36条）

第11章 連携（第37条）

第12章 条例の位置づけ及び見直し（第38条―第40条）

### 附則

私たちのまち河合町は、古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、大塚山古墳群、廣瀬神社などの歴史的・文化的遺産をはじめとした、万葉集にも歌われた豊かな自然に囲まれた町です。

大和川の水運を利用した産業や、高度経済成長を背景とした西大和ニュータウンの開発により、都市圏を支えるベッドタウン・田園都市として発展しました。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできました。

近年では、少子高齢化やICT化の進展、生活の多様化といった社会情勢の変化により、新たなまちづくりの在り方が問われています。そのためには、町民による住民自治と町議会・行政による団体自治が有機的に連携し、持続可能な地域社会を形成する必要があります。

すでに、子どもたちの見守り活動や防犯・防災活動など安全、安心に生活できる環境づくりやボランティア活動が各地域で活発に行われていますが、これからも先人たちが培ってこられた河合町の歴史を尊重し、次代を担う子どもたちが誇れる町とする

ため、人と人が世代を超えて繋がり、町民と町議会、行政が協働してまちづくりを進め、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、河合町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本として、町に関わる全ての人々が主体になるまちづくりの最高規範として、ここに河合町まちづくり自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関をいいます。
- (3) 執行機関 町長を含む町の行政事務を執行する機関をいい、「行政」ともいいます。
- (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。
- (6) まちづくり 時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいいます。
- (7) 町民公益活動団体 町民による自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体をいいます。
- (8) 地域自治団体 一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治を担う団体をいいます。

- (9) 多様な主体 大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。

## 第2章 基本理念及び基本原則

### (基本理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民自治の確立を目指したまちづくりを推進します。

- (1) 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくります。
- (2) 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。
- (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。
- (4) まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。

### (基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進します。

- (1) 参加、参画と協働の原則 町民は、自治の主体として町政に参加、参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては、町民及び町が協働して取り組みます。
- (2) 補完性の原則 まちづくりはより身近なところから協議や決定、実践を行い、それぞれの適切な役割分担により補完します。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町民と町は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた健全かつ持続可能な行政経営を行うとともに、まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。
- (5) 環境との共生の原則 自然やまちの歴史遺産等を守り、環境との共生を図

ります。

(6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

### 第3章 町民の権利と役割、責務

#### (町民の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。

2 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。

3 前2項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。

#### (町民の役割と責務)

第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。

2 町民は、町と協働し、連携しながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。

3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。

4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

#### (子どもの権利)

第7条 子ども（18歳未満の町民をいいます。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。

2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。

3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければなりません。

#### (事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的な責務を自覚し、地域社会

との調和を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するとともに、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

#### 第4章 情報の公開と共有

##### (情報の公開と共有)

第9条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

- 2 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

- 3 町は、町民への情報の公開及び提供に当たっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。

- 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。

##### (個人情報保護)

第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

- 2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

#### 第5章 参加、参画と協働のまちづくり

##### (参加、参画の権利)

第11条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。

- 2 町民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。

##### (参加、参画と協働の制度)

第12条 町は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うとともに

に、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めるものとし  
ます。

- 2 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設  
定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう  
努めるものとしします。

(参加、参画と協働のまちづくり)

第13条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推  
進しなければなりません。

- 2 町民及び町は、相互に協働するときは、対等な関係を維持し、相互理解及び信頼  
関係の構築に努めなければなりません。

- 3 町民及び町は、まちづくりに参画するに当たり、互いの意見や活動を尊重し、責  
任ある行動をとるよう努めなければなりません。

(審議会等への参加)

第14条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃に当たっては、  
適切な時期に多様な手段で町民の参加、参画を図るものとしします。

- 2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募委員を含め  
るものとしします。

- 3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に関係す  
るものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表する  
ものとしします。

(町民公益活動)

第15条 町民は、町民公益活動団体を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新  
しい公共の担い手として活動することができます。

- 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために多様な主体と積極  
的に協働するよう努めるものとしします。

- 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進  
するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。

## 第6章 住民自治

(住民自治)

第16条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積

極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。

(住民自治の原則)

第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。

2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。

3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

(まちづくり協議会)

第18条 町民は、地域自治団体（以下「まちづくり協議会」といいます。）を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとします。

3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

(大字及び自治会等)

第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。

3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。

4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

第7章 生涯学習及び文化のまちづくり

(生涯学習とまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するため

の知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。

2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を提供するとともに、学習の機会を通してまちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとします。  
(文化のまちづくり)

第21条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の権利であることを認識し、町民一人ひとりが自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。

## 第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務

### (町議会の役割と責務)

第22条 町議会は、法令の定めるところにより、選挙で直接選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。

2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。

3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

4 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりません。

5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努めなければなりません。

6 町議会の会議は、討議を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します。

7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。

8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。

(町議会議員の役割と責務)

第23条 町議会議員は、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。

2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。

3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。

(執行機関の役割と責務)

第24条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。

2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。

3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。

4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努め、町民に分かりやすく機能的で効率的な組織体制を整備し、組織の横断的な連携調整に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。

(町職員の役割と責務)

第25条 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。

2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。

3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。

- 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めるものとします。

## 第9章 町政運営

### (総合計画)

第26条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定められたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画として総合計画を策定するものとします。

- 2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければなりません。
- 3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。
- 4 町長は、総合計画の策定、見直しに当たっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

### (財政運営)

第27条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。

- 2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように公表しなければなりません。
- 3 町長は、社会経済情勢の動向などを踏まえ、中長期的な財政収支見通しを作成し、公表するよう努めなければなりません。
- 4 町長は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

### (政策法務)

第28条 町は、町民のニーズや地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を適正かつ効果的に活用しなければなりません。

- 2 町は、この条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努めなければなりません。

### (法令遵守及び公益通報)

第29条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運営しなければなりません。

- 2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、町職員の公益通報について必要な措置を講じなければなりません。
- 3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を速やかに通報しなければなりません。
- 4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。
- 5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。

(説明責任及び応答責任)

第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各過程における経過や内容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなければなりません。

- 2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。

(広報広聴、パブリックコメント)

第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で町民の意見を聴くよう努めるものとします。

- 2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりません。
- 3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に定めます。

(行政手続)

第32条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

(行政評価)

第33条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

- 2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

3 行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴くなど、評価方法の改善に努めなければなりません。

(外部監査)

第34条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、別に定めるところにより、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

(危機管理)

第35条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう努めるものとします。

3 町民は、災害発生等においては、自らを守る自助及び地域で支えあう共助を理念として、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。

## 第10章 町民投票

(町民投票)

第36条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めるときは、町議会の議決を経て、町民投票を実施することができます。

2 町長は、河合町の有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。

3 町民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。

## 第11章 連携

(広域連携)

第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と対等な立場で、相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。

2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見

をまちづくりに活用するよう努めるものとします。

## 第12章 条例の位置づけ及び見直し

### (自治の最高規範)

第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

### (条例の見直し)

第39条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、多様な手段を用いて町民の意見を聞くとともに、これを反映させなければなりません。

### (運用)

第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。

3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第50号

河合町個人情報保護法施行条例の制定について

河合町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

### (手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法の規定に基づき保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### (開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。  
ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和 年 月河合町条例第 号。以下「審査会条例」という。）第1条に規定する河合町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で

定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(河合町個人情報保護条例の廃止)

第2条 河合町個人情報保護条例（平成17年3月河合町条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第6条第3項又は第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第16条第1項若しくは第2項（旧条例第20条第2項、第21条第2項、第22条第2項及び第22条の2第2項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に係る個人情報の開示、訂正、削除、利用等の中止及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により、審査会条例附則第2条の規定による改正前の河合町情報公開条例（平成11年3月河合町条例第2号。以下「旧情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により町に置かれた河合町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第1

4条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第51号

河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例

### (設置)

第1条 河合町情報公開条例（平成11年3月河合町条例第2号）に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、河合町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 河合町情報公開条例第13条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 河合町個人情報保護法施行条例（令和 年 月河合町条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

### (組織)

第3条 審査会は、5人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審査会の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (意見の聴取等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関（河合町個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）及び議会の職員その他の関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(河合町情報公開条例の一部改正)

第2条 河合町情報公開条例の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(経過措置)

第3条 町長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の河合町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により町に置かれた河合町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第52号

河合町印鑑条例の一部改正について

河合町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町印鑑条例の一部を改正する条例

河合町印鑑条例（平成4年6月河合町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「申請」を「交付」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 町長は前項の申請があった場合は、印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

第13条第1項中「申請があった」を「申請を受理した」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限り、）の交付を受けた者は、当該カードを使用し、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回路で接続された町又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和5年3月23日から施行する。

議案第53号

河合町職員の定年等に関する条例の一部改正について

河合町職員の定年等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

河合町職員の定年等に関する条例（昭和59年3月河合町条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を

得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）

第13条の2第1項に規定する職員が占める職

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年4月河合村条例第16号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この

章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の

運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員  
の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著し  
い支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の  
事情があるため、当該職員<sub>の</sub>他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が  
生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長さ  
れた期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲  
げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動  
期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日  
がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの  
期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することが  
できる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監  
督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、  
他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の  
管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成そ  
の他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下こ  
の項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監  
督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行  
能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督  
職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の  
数に満たない等の事情があるため、当該職員<sub>の</sub>他の職への降任等により当該管理監  
督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる  
と認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起  
算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を  
占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管  
理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任する  
ことができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌

日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の河合町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の河合町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達してい

る職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める

情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連

合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（

新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。  
）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における

令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日

における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第54号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を  
別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議  
決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(河合町職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 河合町職員の分限に関する条例（昭和30年7月河合村条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）附則第18項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 第3条第2項及び第6条の規定は、前項に規定する措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(河合町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 河合町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年7月河合村条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その者の給料月額は、その者」を「当該職員の給料月額は、当該職員」に改め、同項ただし書中「その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者」を「当該育児短時間勤務職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間

勤務職員」に、「その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者」を「当該任期付短時間勤務職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「育児短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「育児短時間勤務職員の給料月額は、当該育児短時間勤務職員」に、「任期付短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「任期付短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「育児短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「育児短時間勤務職員の給料月額は、当該育児短時間勤務職員」に、「任期付短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「任期付短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「2号給」を「0号給」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第1項及び第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条中「1週間当たりの勤務時間に52」を「1日の正規の勤務時間に当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から勤務時間等条例第3条

第1項に規定する週休日（以下この条において「週休日」という。）並びに勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数」に改める。

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の8項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 河合町職員の定年等に関する条例（昭和59年3月河合町条例第1号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 河合町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により

勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による

給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

25 育児短時間勤務職員に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給						
	料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年4月河合村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 職員の旅費に関する条例(昭和48年7月河合町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月河合町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月河合町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月河合町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成19年6月河合町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 河合町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第10条 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年1月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を

乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「の算出については、給与条例第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日」とあるのは「祝日法による休日及び年末年始の休日」と読み替えるもの」に改める。

第25条第1号中「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52」を「1日の正規の勤務時間に当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日（以下この条において「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 職員の再任用に関する条例（平成13年3月河合町条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中一般職の職員の給与に関する条例第4条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

（2） 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

（3） 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第

2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 3 条の 3 第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 3 条の 3 第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 3 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 8 条の 2 第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 15 条第 3 項の規定を適用する。

6 新給与条例第 16 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定

の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 一般職の職員の給与に関する条例第4条第6項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8条並びに新給与条例第4条第1項から第5項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第18項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第6条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

議案第 5 5 号

一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 1 2 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	

24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			

	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、  
第17条の3に規定する職員を除く。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年1月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900

25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900

54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100

83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300

112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第56号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第57号

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月河合町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第58号

河合町子ども医療費助成条例の一部改正について

河合町子ども医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4年12月 2日

河合町長 清原和人

## 河合町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

河合町子ども医療費助成条例（昭和60年3月河合町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。